

通知預金規定

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様から当金庫所定の通知預金(以下「この預金」といいます。)の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) 預金共通規定11(解約等)第3項の規定による場合を除きこの預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは、1口5,000円以上とします。

4. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、この証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに、当店で返却します。

5. (利 息)

- (1) この預金の利息は預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は100円とします。

6. (預金の解約)

- (1) この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともにお取引店に提出してください。
- (2) 前項の解約の手續に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) 前(2)の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
- (4) 解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。

7. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は預入日から7日間の据置期間経過前である場合または解約する2日前までに通知がない場合であっても当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務(借入金のほか各種手数料債務保証債務等を含む。)と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を保証する

ため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し証書とともに、通知と同時に当金庫に提出してください。
- ② 複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

8. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金(無利息型普通預金を含む)、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上



北群馬信用金庫